# 平成二十五年法律第九十五号

強くしなやかな国民生活の実現を図るため の防災・減災等に資する国土強靱化基本法

前次文

第一章 総則(第一条—第七条)

国土強靱化基本計画等(第十条 基本方針等(第八条・第九条) —第十

第四 国土強靱化推進本部(第十五条—第 四条) 十五条)

附第五章 雑則(第二十六条—第二十八条)

らは逃れることができないことを思い知らされ の猛威の前に立ち尽くすとともに、その猛威か きた。我々は、東日本大震災の際、改めて自然 の猛威は想像を超える悲惨な結果をもたらして くの大規模自然災害等による被害を受け、自然 我が国は、地理的及び自然的な特性から、多

びに国民生活及び国民経済を守ることは、 等から国民の生命、身体及び財産を保護し、 なければならない。このような大規模自然災害 らしてはならず、その猛威に正面から向き合わ る。我々は、このような自然の猛威から目をそ 等による大規模自然災害等が各地で頻発してい ある。また、近年、地震、台風、局地的な豪雨 し、まさに国難ともいえる状況となるおそれが 場合、東日本大震災を超える甚大な被害が発生 自然災害等が想定される最大の規模で発生した 可能性も想定する必要がある。これらの大規模 等による大規模自然災害等が連続して発生する も指摘されている。さらに、地震、火山の噴火 火等による大規模自然災害等が発生するおそれ されており、加えて、首都直下地震、火山の噴 ラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念 我が国においては、二十一世紀前半に南海ト 国が 並

を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自 自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位 及び減災に係る施策を進めるためには、大規模 得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災 めの財源は限られている。今すぐにでも発生し には限りがなく、他方、当該施策を実施するた いて、求められる事前防災及び減災に係る施策 果たすべき基本的な責任の一つである。 然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、 もっとも、様々な災害が多発する我が国にお

間を経過するまでの間において、人員、物資、めには、大規模自然災害等の発生から七十二時 域住民の力を向上させることが必要である。ま 通じて被災地に希望を与えることも重要であ に強くしなやかな地域社会を再構築することを た地域の復旧復興に国を挙げて取り組み、災害 加えて、東日本大震災により甚大な被害を受け の技術や装置を活用することが不可欠である。 有すること、平時から大規模自然災害等に備え 業、関係団体等も含めて被災状況等の情報を共 えておくことが必要である。このためには、 集中的に投入することができるよう、事前に備 た、大規模自然災害等から国及び国民を守るた 自らの生命及び生活を守ることができるよう地 ておくこと及び新たな技術革新に基づく最先端 や地方公共団体だけではなく、地域住民、 資金等の資源を、優先順位を付けて大規模かつ 企 国

の一つである。 日本大震災を経験した我が国が果たすべき使命 策の国際的な水準の向上に寄与することも、東 り、国際競争力の向上に資するとともに災害対 等に備える取組を諸外国に発信することによ さらに、我が国のこのような大規模自然災害

る国土強靱化の取組を推進するため、 を制定する。 ここに、強くしなやかな国民生活の実現を図 この法律

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅 等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計という。)の推進に関し、基本理念を定め、国 国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすお 民経済の健全な発展に資することを目的とす 公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国 となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進 模自然災害等」という。)に備えた国土の全域 それがある大規模自然災害等(以下単に「大規 速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって 本部を設置すること等により、国土強靱化に関 画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本 にわたる強靱な国づくり(以下「国土強靱化」

(基本理念)

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日 本大震災 (平成二十三年三月十一日に発生した

の計画に定めること等により、行われなければ を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国 関連する分野について現状の評価を行うこと等 身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、 競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標 的に実施することが重要であるとともに、国際 迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画 教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他 東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発 ならない。 国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に 電所の事故による災害をいう。)から得られた

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、 し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にの 分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状っとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割 及び実施する責務を有する。 況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性 体が実施する国土強靱化に関する施策に協力す るよう努めなければならない。 に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団

(事業者及び国民の責務)

第六条 者は、第二条の基本理念の実現を図るため、 ばならない。 互に連携を図りながら協力するよう努めなけ (関係者相互の連携及び協力) 国、地方公共団体、事業者その他の関係

第七条 政府は、国土強靱化に関する施策を実施 置その他の措置を講じなければならない。 するため必要な法制上、財政上又は税制上の措 第二章 基本方針等

(法制上の措置等)

(基本方針)

第八条 国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基

づき、推進されるものとする。 有する人材の育成及び確保、防災教育の推 災又は減災に関する専門的な知識又は技術を 点を重視した被災者への支援体制の整備、防 確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視 迅速な避難及び人命の救助に資する体制 災害から得られた教訓及び知識を伝承す

三 地震による建築物の倒壊等の被害に対する 二 行政、情報通信、交通その他の国家及び社 治、経済及び社会の活動が持続可能なものと 命的な障害を受けず、維持され、我が国の 害等が発生した場合においても当該機能が致 資の安定供給の確保等により、大規模自然災 会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物 して、人命の保護が最大限に図られること。 体制の強化等により、大規模自然災害等に際 る活動の推進、地域における防災対策の推進 なるようにすること。

政

兀 の見直し等により、地域の活力の向上が図ら 産及び公共施設に係る被害の最小化に資する が発生した場合における社会秩序の維持等に 安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等 将来にわたって安心して暮らすことのできる を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も 規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等 より、大規模自然災害等に起因する国民の財 地域間の連携の強化、国土の利用の在り方

対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大

五 予測することができない大規模自然災害等 興に資すること。 る当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復 大規模自然災害等が発生した場合におけ

制を早急に整備すること。 組み合わせた国土強靱化を推進するための体 関しない施策と施設等の整備に関する施策を が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に

性又は緊急性が高い場合には、国が中核的 役割を果たすこと。 より行われることを基本としつつ、特に重大 共助及び公助が適切に組み合わされることに 事前防災及び減災のための取組は、自助、

七 現在のみならず将来の国民の生命、身体及 の持続的な実施に配慮して、 済を守るために実施されるべき施策について び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経 ること。 財政資金の効率的な使用による当該施策 社会資本の老朽化等を踏まえるととも 人口の減少等に起因する国民の需要の変 その重点化を図

(施策の策定及び実施の方針)

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる する。 方針に従って策定され、 及び実施されるものと

- の実施に要する費用の縮減を図ること。 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管 既存の社会資本の有効活用等により、
- 境との調和に配慮すること。 理に資すること。 地域の特性に応じて、自然との共生及び環
- 明らかにするため、大規模自然災害等に対す 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 利用を促進すること。 人命を保護する観点から、 土地の合理的な

う。)を行うこと。

る脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」とい

2

の成果の普及を図ること。 科学的知見に基づく研究開発の推進及びそ

### 第三章 国土強靱化基本計画等

## (国土強靱化基本計画)

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合 の計画等の指針となるべきものとして定めるも国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国 強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土 的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針 の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体 かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体 (以下「国土強靱化基本計画」という。) を、 3

- いて定めるものとする。 国土強靱化基本計画は、 次に掲げる事項につ
- 化に関する施策の分野 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱
- 的な指針 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本
- 関する施策を総合的かつ計画的に推進するた めに必要な事項 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に
- つき閣議の決定を求めなければならない。 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案に
- 計画を公表しなければならない。 定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決
- の見直しを行い、必要な変更を加えるものとす を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画 国土強靱化に関する施策の実施状況
- 6 第三項及び第四項の規定は、 の変更について準用する 国土強靱化基本

画を基本とするものとする。 (国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係) 一条 国土強靱化基本計画以外の国の計画 国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計

(国土強靱化実施中期計画)

第十一条の二 政府は、国土強靱化基本計 づく施策の実施に関する中期的な計画(以下 ものとする。 「国土強靱化実施中期計画」という。)を定める 画に基

- について定めるものとする。 国土強靱化実施中期計画は、 次に掲げる事項
- 計画期間内において国土強靱化に関し実施 ^べき施策の内容及び目標 2
- 三 国土強靱化に関し実施すべき施策の進捗状 及びその事業の規模 のうちその推進が特に必要となる施策の内容 す 財政状況等を踏まえ、前号に掲げる施策 3
- 施中期計画の実施に関し必要な事項 前三号に掲げるもののほか、国土強靱化実
- 計画の実施に関する勧告) 強靱化実施中期計画について準用する。 (国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期 第十条第三項から第六項までの規定は、 国土
- 第十二条 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画 は、関係行政機関の長に対し、 整を行うため必要があると認める場合において 又は国土強靱化実施中期計画の実施について調 ることができる。 必要な勧告をす

## (国土強靱化地域計画)

- 第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に の関係) るべきものとして定めることができる。 る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となを、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係 計画(以下「国土強靱化地域計画」という。) 土強靱化に関する施策の推進に関する基本的なめ、当該都道府県又は市町村の区域における国関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るた (国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画と
- 第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基 ない。 本計画との調和が保たれたものでなければなら

#### 第四章 国土強靱化推進本部

(設置)

第十五条 進本部 計画的に推進するため、内閣に、 (以下「本部」という。) 国土強靱化に関する施策を総合的 を置く。 国土強靱化推 かつ

#### (所掌事務)

- 第十六条 本部は、 る 次に掲げる事務をつかさど
- 期計画の案の作成及び実施の推進に関するこ
- 策の総合調整に関すること。 土強靱化実施中期計画に基づいて実施する施一 関係行政機関が国土強靱化基本計画及び国
- 関する施策で重要なものの企画及び立案並び一 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に に総合調整に関すること。
- し密接な関係を有する者の意見を聴かなければ市町村及び国土強靱化に関する施策の推進に関 あらかじめ、国土強靱化推進会議、都道府県、実施中期計画の案を作成しようとするときは、 ならない。
- 強靱化実施中期計画の変更の案の作成について
  前項の規定は、国土強靱化基本計画又は国土 準用する。

- 必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の第十七条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を 指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、
- 2 本部は、前項の指針を定めたときは、 公表しなければならない。 これを
- 4 とに行うものとする。 めようとする国土強靱化に関する施策の分野ご脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定
- 6 7 定め、その重点化を図らなければならない。れるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を客観性、公平性及び合理性を勘案して、実施さ の案の作成について準用する。
  ・ 前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更 成手続における透明性を確保しつつ、公共性、 たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作 推進に必要な資源についても行うものとする。野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の 本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当
- 第十八条 本部は、国土強靱化推進本部長、国土 強靱化推進副本部長及び国土強靱化推進本部員

- 国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中
- 本部は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化
- 2
- 2

(国土強靱化基本計画の案の作成)

- 作成しなければならない。
- 3 かつ客観的に行うものとする。 を想定した上で、科学的知見に基づき、 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態 総合的
- 5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分
- 2
- をもって組

## (国土強靱化推進本部長)

- 第十九条 本部の長は、国 をもって充てる。 (以下「本部長」という。) とし、 土強靱化推進本部長 内閣総理大臣
- 2 を指揮監督する。 本部長は、本部の事務を総括
- (国土強靱化推進副本部長)
- 第二十条 本部に、国土強靱化推進副本部長(以 交通大臣をもって充てる。 をその職務とする国務大臣をいう。)及び国土 計画的な推進に関し内閣総理大臣を助けること 受けて、国土強靱化に関する施策の総合的 官、国土強靱化担当大臣(内閣総理大臣の命を 下「副本部長」という。)を置き、 内閣官房長 かつ
- (国土強靱化推進本部員) 副本部長は、本部長の職務を助ける。
- 第二十一条 本部に、国土強靱化推進本部員 下「本部員」という。)を置く。 以
- 国務大臣をもって充てる。 (資料の提出その他の協力) 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての
- 第二十二条 本部は、その所掌事務を遂行するた を求めることができる。 料の提出、 を受けるものをいう。)の代表者に対して、資第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用 法人であって、総務省設置法(平成十一年法律 法律により特別の設立行為をもって設立された (法律により直接に設立された法人又は特別独立行政法人をいう。) の長並びに特殊法 法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方 立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五 に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独 則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項 地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通 め必要があると認めるときは、関係行政機関、 意見の表明、 説明その他必要な協力 人
- とができる。 以外の者に対しても、必要な協力を依頼するこ 必要があると認めるときは、前項に規定する者 本部は、その所掌事務を遂行するために特に

(国土強靱化推進会議)

第二十二条の三 推進会議は、 第二十二条の二 本部に、第十六条第二項(同条 第三項において準用する場合を含む。)に規定 (次条において「推進会議」という。) を置く。 する事項を処理するため、国土強靱化推進会議 議長及び委員二十

人以内で組織する

- 3 2 る者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 推進会議の議長及び委員は、学識経験を有す
- 任者の残任期間とする。 る。 推進会議の議長及び委員の任期は、二年とす ただし、補欠の議長又は委員の任期は、前
- 5 ができる。 推進会議の議長及び委員は、非常勤とする。 推進会議の議長及び委員は、再任されること
- (事務)
- 第二十三条 本部に関する事務は、内閣官房にお 理する。 いて処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌 (主任の大臣) 1

(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣第二十四条 本部に係る事項については、内閣法 は、内閣総理大臣とする。 (政令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほ に関し必要な事項は、政令で定める。 第五章 雑則 か、 本部

(国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関す

第二十六条 政府は、大規模自然災害等への対処 の措置を講ずるものとする。 検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上 府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して う組織(本部を除く。)の在り方について、政の強化の在り方その他の国土強靱化の推進を担 る検討) に係る事務の総括及び情報の集約に関する機能 (国民の理解の増進)

ばならない。 (諸外国の理解の増進)

第二十七条

化に関する国民の理解を深めるよう努めなけれい十七条 国は、広報活動等を通じて国土強靱

第二十八条 対する諸外国の理解を深めるよう努めなければ益の増進に資するため、我が国の国土強靱化に ならない。 国は、国際社会における我が国の利

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 六号) 抄 (平成二七年九月一一日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 平成二十八年四月一日から

則

(令和二年一二月九日法律第七三

この法律は、公布の日から施行する。 (令和三年五月一九日法律第三六

則

第一条 この法律は、 する。 (施行期日) 令和三年九月一日から施行

号) 則 (令和五年六月一六日法律第五九

附

(検討) (施行期日) この法律は、 公布の日から施行する。

2 政府は、速やかに、 果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 討を加え、必要があると認めるときは、その結 べき施策の実施状況の評価の在り方について検 国土強靱化に関し実施す